平成２３年（フ）第５９３８号
東京都葛飾区東堀切２丁目20―20　服部方
債務者　鈴木眞理子（旧姓桐野）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２８号
東京都墨田区石原３丁目15―１―605
債務者　新谷　辰雄
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０号
静岡市駿河区国吉田１丁目13番16―105号、旧住所静岡市清水区楠385番地の２　菊水荘303
債務者　山﨑　美代
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
釧路市鳥取大通３丁目16番６号
債務者　斎藤　幸起
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３１２号
静岡市駿河区宮竹１丁目８番１―101号、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目25番34―105号
債務者　大石　隆行
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８号
静岡県牧之原市坂部2647番地１、旧住所山梨県南アルプス市吉田891番地　県営豊団地２―101
債務者　大石　和子（旧姓稲山）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４号
栃木県小山市粟宮１丁目10番２号
債務者　中村　正敏
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２５号
北海道帯広市大空町９丁目２番地　丘５号棟516号
債務者　高屋敷敏行
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町ハイツ３号203
債務者　河原崎郁子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
栃木県那須烏山市上境898番地４、前住所栃木県那須烏山市滝田627番地
債務者　荒井　丈夫
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２５号
栃木県宇都宮市五代３丁目１番28号
債務者　鶴見　俊輔
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市中央本町３番10号　砂川ビル402
債務者　吉田　道子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５０号
栃木県真岡市亀山2480番地２
債務者　佐々木妙子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５７号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　市営住宅13号棟21
債務者　印南　英明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市細谷町679番地６
債務者　星野　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係